

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県漁業調整規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○指定納付受託者の事務所の所在地の変更の届出 (政策企画課)	1
◎告示(「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の指定納付受託者の指定)の一部改正 (")	2
◎告示(「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の収納事務の委託)の一部改正 (")	2
○公共測量の実施の通知(2件) (用地対策課)	2
○公共測量の終了の通知(3件) (")	2
○道路の区域変更 (道 路 課)	2
高知県公安委員会告示	
○駐車監視員資格者講習の実施	2

規 則

高知県立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年1月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第1号

高知県立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

高知県立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成21年高知県規則第29号)の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「中期計画の認可」を「中期計画(同項に規定する中期計画をいう。以下同じ。)の認可」に改める。
第6条を次のように改める。

第6条 削除

第20条中「次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定める」を「中期計画に定めた」に改め、同条各号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年1月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第2号

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則

高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第73号)の一部を次のように改正する。
第34条第1項の表(3)の項及び(4)の項を次のように改める。

(3) あゆ(全長10センチメートルを超えるものに限る。)	12月31日午後5時から翌年5月15日午前5時まで	奈半利川に係る河川中安芸郡北川村平鍋えん堤から上流
		伊尾木川に係る河川中安芸市古井発電用えん堤上流端から上流
		物部川に係る河川中香美市土佐山田町杉田発電用えん堤上流端から上流
		鏡川に係る河川中高知市鏡多目的用えん堤上流端から上流
		吉野川に係る河川中高知県と徳島県との県境から上流の区域(支流を含む。)
		仁淀川に係る河川中吾川郡仁淀川町長屋発電用えん堤上流端から上流
		仁淀川に係る河川中吾川郡仁淀川町峠の越発電用えん堤上流端から上流
		四万十川に係る河川中高岡郡四万十町家地川発電用えん堤上流端から上流及び高岡郡四万十町下道

		発電用えん堤上流端から上流
(4) あゆ(全長10センチメートルを超えるものに限る。)	1月31日午後5時から5月15日午前5時まで及び10月15日午後5時30分から12月1日午前6時30分まで	仁淀川及び四万十川に係る河川((3)に掲げる禁止区域を除く。)

第34条第1項の表(5)の項を削り、同表(6)の項中「翌年6月1日」を「翌年5月15日」に、「(3)から(5)まで」を「(3)及び(4)」に改め、同項を同表(5)の項とし、同表中(7)の項を(6)の項とし、(8)の項を(7)の項とし、(9)の項を(8)の項とし、(10)の項を(9)の項とし、(11)の項を(10)の項とし、同表(12)の項中「(11)」を「(10)」に改め、同項を同表(11)の項とし、同表中(13)の項を(12)の項とし、(14)の項を(13)の項とし、(15)の項を(14)の項とし、(16)の項を(15)の項とし、(17)の項を(16)の項とし、(18)の項を(17)の項とし、(19)の項を(18)の項とし、(20)の項を(19)の項とし、(21)の項を(20)の項とし、(22)の項を(21)の項とし、(23)の項を(22)の項とし、(24)の項を(23)の項とし、(25)の項を(24)の項とし、(26)の項を(25)の項とし、同条第3項中「(13)から(25)までの規定は」を「(12)から(24)までの規定は、」に改め、同条第4項中「(1)から(6)まで若しくは(8)から(25)まで」を「(1)から(5)まで若しくは(7)から(24)まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。(経過措置)
- この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

高知県告示第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第3項の規定により指定納付受託者の事務所の所在地について変更の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月16日

高知県知事 濱田 省司

- 指定納付受託者の事務所の所在地及び名称(変更前) 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 株式会社トラストバンク

(変更後) 東京都品川区上大崎三丁目1番1号
株式会社トラストバンク

2 変更年月日
令和6年1月16日

高知県告示第20号

令和5年4月高知県告示第190号(「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の指定納付受託者の指定)の一部を次のように改正する。

令和6年1月16日

高知県知事 濱田 省司

表中「東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号」を「東京都品川区上大崎三丁目1番1号」に改める。

高知県告示第21号

令和5年4月高知県告示第191号(「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の収納事務の委託)の一部を次のように改正する。

令和6年1月16日

高知県知事 濱田 省司

表中「東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号」を「東京都品川区上大崎三丁目1番1号」に改める。

高知県告示第22号

高知県土木部須崎土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年12月22日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年1月16日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量(3級基準点測量)
- 2 作業期間
令和5年12月25日から令和6年3月22日まで
- 3 作業地域
高岡郡津野町枝ヶ谷

高知県告示第23号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年12月22日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年1月16日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量(路線測量)
- 2 作業期間
令和6年1月4日から同年3月20日まで
- 3 作業地域
室戸市吉良川町乙

高知県告示第24号

高知県土木部安芸土木事務所長から令和5年6月高知県告示第333号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和5年12月12日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年1月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第25号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和5年9月高知県告示第583号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和5年12月4日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年1月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第26号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和5年10月高知県告示第690号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和5年12月4日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年1月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第27号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和6年1月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年1月16日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知春野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
高知市神田字落合 2357番153から 高知市神田字落合 2357番160まで	前	7.2 }	155
	後	9.2 }	
		34.9	

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第1号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号イの規定により、駐車監視員資格者講習を次のとおり実施する。

令和6年1月16日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

1 実施期日

(1) 講習

令和6年2月29日(木)及び同年3月1日(金)の2日間
受付時間 午前8時30分から午前9時まで
講習時間 午前9時から午後5時30分まで

(2) 修了考査

令和6年3月8日(金)
受付時間 午前9時から午前9時30分まで
指示説明 午前9時30分から午前10時まで
考査時間 午前10時から午前11時まで

2 実施場所

高知市丸ノ内二丁目4番30号
高知県警察本部 1階聴聞室

3 受講人員

定員20名(受講申込みの先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。)

4 講習内容

道路の交通に関する法令の知識その他放置車両の確認及び標章の取付けを適正に行うため必要な技能及び知識についての講義14時間(1日7時間)並びに修了考査1時間の合計15時間(修了考査合格者には、当日、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。)

5 持参物

- (1) 駐車監視員資格者講習受講票(受講申込書を受理した後、高知県警察本部から交付する。)
- (2) 筆記用具
- (3) 印鑑(修了考査日のみ)

6 受講申込方法等

(1) 受講申込書の受付
ア 受付期間
令和6年1月18日(木)から同年2月16日(金)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)

イ 受付時間
午前9時から午後5時まで

(2) 受講申込書の配布場所

高知県警察本部交通部交通指導課駐車対策係及び高知県警察のホームページ
(<https://www.police.pref.kochi.lg.jp/>) で配布する。

(3) 受講申込書の提出場所

高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

(4) 受講申込書の提出方法

受講申込書の提出は、講習を受けようとする者が直接行うこと。この場合において、運転免許証等の身分証明書類を提示すること。

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

(5) 提出書類

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 2通

イ 写真(受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1枚

(6) 受講手数料

講習を受けようとする者は、受講手数料として、2万円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習に関する問い合わせ先

高知県警察本部交通部交通指導課駐車対策係(電話番号088-826-0110内線5125)